

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-405
処分の種類	土石、砂礫等の供給命令			
根拠法令条例等・条項	砂防法第22条			
処分の概要	砂防工事のため必要がある場合、管内の土地所有者等に対し土石等の供給を命じるもの			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	—			